

懲罰に関する報告等規定

1. グループ責任者は、送られてきた試合記録に基づき「警告・退場処分一覧」を作成し、各チームに通知すること。警告累積3枚の場合を含め出場停止となる選手の所属チームに対して、次の試合に出場できない旨を通告すること。また、グループ所属各チームに対しても報告すること。
2. 本リーグにおける出場停止処分は、本リーグの試合で適用する。ただし、最終節を終えた時点で未消化の処分があれば、県ユース(U-15)選手権など協会主催の次大会に持ち越し適用する。警告3枚による出場停止処分は持ち越さない。
3. 警告・退場者が出た場合、試合記録の送付以外に、次の対応をおこなうこと。
 - 1) 警告(1枚)

試合当日中に、試合運営チームが、

 - ① 試合記録用紙をグループ責任者に送ること(EメールまたはFAX)。
 - 2) 退場(警告2枚)

試合当日中に、試合運営チームが、

 - ① 試合記録用紙をグループ責任者に送ること(EメールまたはFAX)。

※ 当該選手は、次の1試合に出場することはできない。
 - 3) 退場(警告2枚以外)、退席

試合終了後直ちに、MCが、

 - ① 当事者・審判員その他関係者からの事情聴取
 - ② グループ責任者に電話で報告すること。
 - ③ MC報告書及び試合記録用紙をリーグ戦実行委員会事務局に送ること(EメールまたはFAX)。

試合当日中に、試合運営チームが、

 - ① 試合記録用紙をグループ責任者に送ること(EメールまたはFAX)。

報告を受けたリーグ事務局は、

 - ① 当事者・審判員その他関係者から、報告書に対しての事実確認を行うこと。
 - ② 確認した事実関係を報告書にまとめ、3種委員会に送る。

※ 当該選手等の処分は3種委員会で決定し、リーグ戦事務局、グループ責任者を通じて、該当選手の所属チームに通知します。なお、少なくとも次の1試合に出場することはない。